双葉町産業交流センター

指定管理者の指定に係る公募型プロポーザル

－　 様　式　集　 －

令和７年９月２２日

双葉町

**１　一般的事項**

1. 申請書類の作成に当たっては、双葉町産業交流センター指定管理者の公募に係る公募型プロポーザル実施要項（以下「要項」という。）、本書、添付の様式等に記載された指示に従って記入し、提出すること。
2. 申請書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
3. 数字はアラビア字体を使用すること。
4. 申請書類については、指定のもの以外は提出しないこと。
5. 事業提案書類の提出時に、応募に関する全ての書類一式をＰＤＦ化の上、ＣＤ－Ｒに保存のうえ１部提出すること。

**２　事業提案書類の提出要領**

1. 事業提案書類は、各様式において別途規定する場合を除き、Ａ４判両面（Ａ３判指定はＡ４判に折込み）で作成することを基本とし、普通紙を使用すること。
2. 事業提案書類の文字は、図表等を構成する場合のやむを得ない場合を除き、１０ポイント以上の大きさとすること。その他、フォント、文字数等について制限はないが、見やすさに配慮し、図表等を適宜活用して分かりやすい表現にすること。
3. 事業提案書類提出の際の留意事項
	1. 事業提案書類は、事業提案書類提出届（別紙第８様式）を除き、正本（申請団体名（企業名等）あり）１部、副本（申請団体名（企業名等）なし）１０部、合計１１部を提出すること。
	2. 事業提案書類を提出する際には、ホッチキス止めせずに左綴りで取りまとめて、要項記載の提出先まで持参すること。
4. 事業計画書は、要項に記載の条件を踏まえた上で作成すること。
5. 事業計画書は、事業計画書の記載事項は、別紙（Ａ４サイズ、任意書式）に記載し、添付することができる。
6. 事業計画書別紙の作成に当たっては、別紙の内容は「指定管理者候補者選定方法及び選定基準　２　選定基準等」の評価項目ごとにＡ４判１枚以上作成し、審査の視点に留意し、作成すること。また、文章で簡潔にまとめ、必要であれば、文章を補完する写真や図等を用いて分かり易く表現すること。
7. 事業計画書（別紙含む）の正本は、申請者名（企業名等）を記入すること。
8. 事業計画書（別紙含む）の副本は、会社名及び会社ロゴマーク、又は会社を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。

**３　様式一覧**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式番号等 | 書類名 | 提出部数 | 書式サイズ | ファイル形式 | 提出区分 |
| 別紙第１様式 | 質問書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 別紙第２様式 | 指定管理者公募参加表明書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第１号様式 | 指定管理者指定申請書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第３様式 | 指定管理者指定申請者連絡先 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第４様式 | 共同事業体構成書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 別紙第５様式 | 共同事業体協定書兼委任状 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 別紙第６様式 | 誓約書 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第７様式 | 指定管理者指定申請者役員名簿 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第８様式 | 事業提案書類提出届 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第９様式 | 双葉町産業交流センター事業提案書（表紙） | 正１副１０ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 第２号様式 | 事業計画書 | 正１副１０ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 任意様式 | 事業計画書　別紙 | 正１副１０ | Ａ４ | Word | 任意 |
| 第３号様式 | 管理に係る収支計画書 | 正１副１０ | Ａ４ | Excel※別に掲載 | 必須※年度ごとに作成 |
| 別紙第１０様式 | 指定期間内収支計画書 | 正１副１０ | Ａ４ | Word | 必須 |
| 別紙第１１様式 | 指定管理者指定申請取下げ届 | 正１のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |
| 別紙第１２様式 | 秘密保持に関する確認書 | 正1のみ | Ａ４ | Word | 該当の場合 |

※事業提案書類提出時、次の順に並べて正本・副本を提出すること。

双葉町産業交流センター事業提案書（表紙）（別紙第９様式）　　 上

事業計画書（第２号様式）

事業計画書　別紙（任意様式）

管理に係る収支計画書（第３号様式）

指定期間内収支計画書（別紙第１０様式）　　　　　　　　　　下

別紙第１様式

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

提出者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

質問書

　　双葉町産業交流センター指定管理者の公募に係る公募型プロポーザル実施要項等に関して、以下のとおり質問がありますので提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問項目 | 要項・様式・その他（　　　　　　　　） | 　　　　　ページ |
| 質問内容 |  |

（注意事項等）

１．質問は、本様式１枚につき１問とし、簡潔にまとめて記載すること。

２．提出された全ての質問及びその回答は、町ホームページにて公開する。

別紙第２様式

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

申請者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

指定管理者公募参加表明書

　次のとおり指定管理者の指定について関心がありますので、事業提案書類の提出を予定します。

 なお、今回提出する書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　公の施設の名称

双葉町産業交流センター

２　申請者について

　　以下の申請団体を予定します。

※グループによる申請を予定する場合は、代表団体が代表して本様式を提出すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 代表団体 |  |
| 構成団体 |  |
| 構成団体 |  |
| 構成団体 |  |

第１号様式（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

申請者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

指定管理者指定申請書

次の公の施設の指定管理者として指定を受けたいので、双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 公の施設の名称 | 双葉町産業交流センター |
| 所在地 | 双葉郡双葉町大字中野字高田１番地１　 |

備考　代表者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙第３様式

指定管理者指定申請者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の名称 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 主たる事務所における担当者名　　　　　　　　　　　　※２ | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 　　　　　　　　　　※１申請に係る連絡先 | 事務所の所在地 |  |
| 連 絡 先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 担当者名　　　　　　　　※２ | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 　※３緊急連絡先 | 電話番号 |  |
| 担当者名　　　　　　　　※２ | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |

※１　申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入は不要とする。

※２　担当者名については、原則として実務担当者を記入すること。（緊急連絡先を除く。）

※３　緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

別紙第４様式

共同事業体構成書

構成団体１

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |

構成団体２

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |

構成団体３

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 主たる事務所の連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |

別紙第５様式

共同事業体協定書兼委任状

（目的）

第１条 当共同事業体は、「選定単位名称」に属する施設（以下「施設」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当事業体は、事務所を〇〇県〇〇・・・に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、指定期間の満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（代表団体及び構成団体の名称等）

第５条 当事業体の代表団体及び当事業体の構成団体は、次のとおりとする。また、双葉町との間における次条に関する権限を代表団体に委任する。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同事業体の代表団体（受任者） | 団体名称代表者職氏名所在地業務分担 |
| 共同事業体の構成団体（委任者） | 団体名称代表者職氏名所在地業務分担 |
| 共同事業体の構成団体（委任者） | 団体名称代表者職氏名所在地業務分担 |
| 共同事業体の構成団体（委任者） | 団体名称代表者職氏名所在地業務分担 |

（代表団体の権限及び委任事項）

第６条 当事業体の代表団体は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、双葉町と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第７条 当事業体は、構成団体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

（構成団体の責任等）

第８条 構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２ 当該業務の履行に係る構成団体の業務分担については、別表のとおりとする。

３ 前項に基づく別表は、構成団体及び双葉町の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第９条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表団体名義の口座によって取引するものとする。

（決算）

第１０条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１１条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第１２条 構成団体は、すべての構成団体及び双葉町の承認がなければ、当事業体が施設を管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

２ 構成団体のうち業務途中において前項の規定により脱退した場合においては、双葉町の承認がある場合に限り、残りの構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成団体の除名）

第１３条 当事業体は、構成団体のいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、すべての構成団体及び双葉町の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第１４条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第１２条第２項を準用するものとする。

（代表団体の変更）

第１５条 代表団体が脱退若しくは除名された場合又は代表団体としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表団体に代えて、すべての構成団体及び双葉町の承認により、残りの構成団体のうちいずれかを代表団体とすることができるものとする。

（構成団体の加入）

第１６条 前２条の規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残りの構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１２条第２項の規定にかかわらずすべての構成団体及び双葉町の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成団体の責任）

第１７条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、１通を双葉町に提出するものとする。

年　　月　　日

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　㊞

団体名

代表者職氏名

　　 　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　㊞

別紙第６様式

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

申請者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

誓　　　　約　　　　書

　私は、下記のことについて、いずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用するときを含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
2. 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を受けている法人等
3. 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
4. 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
5. 国税又は地方税を滞納している法人等
6. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
7. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある法人等
8. 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等
9. 次の各号に該当する者が役員となっている法人等
10. 法律行為を行う能力を有しない者
11. 破産者で復権を得ない者
12. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

別紙第７号様式

指定管理者指定申請者役員名簿

団体名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役　職　名 | 住　　　　　　所 |
| 氏　　　　　　名 |
| １ |  |  |
|  |
| ２ |  |  |
|  |
| ３ |  |  |
|  |
| ４ |  |  |
|  |
| ５ |  |  |
|  |
| ６ |  |  |
|  |
| ７ |  |  |
|  |
| ８ |  |  |
|  |
| ９ |  |  |
|  |
| １０ |  |  |
|  |

別紙第８様式

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

申請者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

事業提案書類提出届

　双葉町産業交流センター 指定管理者の公募に係る公募型プロポーザル実施要項等に基づき、事業提案書類を提出します。

 なお、事業提案書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

（提出書類名）

双葉町産業交流センター事業提案書（表紙）（別紙第９様式）

事業計画書（第２号様式）及び事業計画書　別紙（任意様式）

管理に係る収支計画書（第３号様式）

指定期間内収支計画書（別紙第１０様式）　　１１部（正本１部、副本１０部）

　　　申請書類の電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　１枚

以上

別紙第９様式

双葉町産業交流センター

事業提案書類

（表紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請団体名 |  |

　　　　　　　　　※正本は申請団体名を記載すること、副本は記載しないこと

第２号様式（第３条関係）

事業計画書

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 申請団体名 | ※正本は申請団体名を記載すること、副本は記載しないこと |
| 指定を受けようとする施設 | 双葉町産業交流センター |
| 管理運営を行うに当たっての経営方針 |  |
| 管理を行うに当たっての安全面からの特徴的な取組 |  |
| 　　　　施設管理について | 職員の配置（指揮命令系統図を含む。） |
| 職員の研修計画 |
| 個人情報保護の措置 |
| 経理 |
| その他 |
| 　　　施設運営について | サービスを向上させるための方策 |
| 利用者の要望の把握及びその実現の方策 |
| 利用者からの苦情を未然に防止し、対処する方法 |
| その他（自主事業の計画、他施設との連携、地域との連携） |
| 　団体の理念について | 団体の経営方針等 |
| 指定管理者を申請した理由 |
| 施設の現状に対する考え方及び将来展望 |
| 　その他 | 現在運営している類似施設とその概要 |
| 特記事項 |

（注）記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

別紙第１０様式

指定期間内収支計画書

＜収入＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 |
| 指定管理料 | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） |
| 利用料金収入 | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） |
| その他指定管理事業の収入 | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） |
| 合　　　計 | （千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） | 　　　　　　（千円） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主事業収入 | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） |

＜支出＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 |
| 運営費 | 　　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） |
| 維持管理費 | 　　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） |
| 修繕費 | 　　　　　（千円） | 　　　　（千円） | 　　　　（千円） | 　　　　（千円） | 　　　　（千円） |
| 一般管理費 | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） |
| 合　　　計 | 　　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） | 　　　　　（千円） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主事業経費 | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） | （千円） |

※双葉町産業交流センター 指定管理者の公募に係る公募型プロポーザル実施要項に準じて作成すること。

（注意事項）

1. 修繕費の予算額については、１，１００千円（１か年）（消費税及び地方消費税を含む。）と想定し、年度終了後に実費精算する。
2. 消費税及び地方税を含んだ金額を記入すること。
3. 詳細は「管理に係る収支内訳書（第３号様式（第３条関係））」に記載することとし、本様式との整合を確認すること。

別紙第１１様式

令和　　年　　月　　日

双葉町長　伊澤　史朗　様

主たる事務所の所在地

申請者　　団体名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

指定管理者指定申請取下げ届

　双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定に基づき、指定管理者指定申請書等を提出しましたが、申請を取り下げます。

（公の施設の名称）　双葉町産業交流センター

（取下げの理由）

別紙第１２様式

双葉町産業交流センター指定管理者の指定に係る

公募型プロポーザル　秘密保持に関する確認書

令和７年　　月　　日

　双葉町長　様

住所（所在地）

法人又は団体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　当社は、「双葉町産業交流センター指定管理者の指定に係る」の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加するために必要となる自らの調査・検討（以下「本件検討」という。）を行うことを目的として、貴町から開示される情報について、以下の条項に従い取り扱うことを確認します。

１　当社は、本件検討に関し貴町から開示される参考資料について、秘密情報として取り扱い、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に使用しません。また、「双葉町産業交流センター指定管理者の指定に係る公募型プロポーザル秘密保持に関する確認書」（以下「本確認書」という。）の存在及び内容並びに本件検討に関し貴町と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として取り扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。

３　当社は、貴町の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合については、この限りではありません。

（１）司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合

（２）本件検討のために必要な当社、当社の関連会社又は本件に係る連合体等の役員及び従業員に秘密情報を開示する場合

４　次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。

（１）貴町より開示された時点で、既に公知の情報

（２）貴町より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

（３）貴町に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５　当社は本プロポーザルの結果、指定管理者候補者とならないことが明らかになった時点で、貴町より開示された秘密情報を直ちに貴町に返還し、または破棄するものとします。

６　当社が、本確認書に違反した結果、貴町に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７　当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上